

- 「ETFS商品上場投資信託」は、英国の「ETFセキュリティーズ・リミテッド」が運用する、エネルギー、産業用金属、農産物などに連動する14種類の商品ETFです。(ロンドン証券取引所を主市場とする外国ETFの重複上場)
- アジア・太平洋地域で初めての「天然ガス」、「原油」、「ガソリン」、「アルミニウム」、「銅」、「ニッケル」、「小麦」、「とうもろこし」、「大豆」といった単一商品の指数に連動するETF、ダウ・ジョーンズUBSコモディティ・インデックス(DJ-UBSCI)の「総合商品指数」、「エネルギー商品指数」、「産業用金属商品指数」、「農産物商品指数」、「穀物商品指数」といった複数商品の指数に連動するETFです。売買単位は10口又は100口で、数千円から数万円の資金で投資することが可能です。
- 「ETFS商品上場投資信託」は、投資信託法第220条の「外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券」に該当し、株式投資信託等と課税上の取扱いが異なるため、特定口座の対象外となりますのでご注意ください。課税上の取扱いについては、本パンフレット11ページをご参照いただくとともに、詳細はETFセキュリティーズ・リミテッドまでお問い合わせください。

上場ETF一覧

証券コード	銘柄名	銘柄略称	売買単位
1684	ETFS 総合商品指数(DJ-UBSCI)上場投資信託	商品ETF	10口
1685	ETFS エネルギー商品指数(DJ-UBSCI)上場投資信託	エナジーETF	10口
1686	ETFS 産業用金属商品指数(DJ-UBSCI)上場投資信託	メタルETF	10口
1687	ETFS 農産物商品指数(DJ-UBSCI)上場投資信託	アグリETF	10口
1688	ETFS 穀物商品指数(DJ-UBSCI)上場投資信託	穀物ETF	100口
1689	ETFS 天然ガス上場投資信託	ガスETF	100口
1690	ETFS 原油上場投資信託	原油ETF	10口
1691	ETFS ガソリン上場投資信託	ガソリンETF	10口
1692	ETFS アルミニウム上場投資信託	アルミETF	100口
1693	ETFS 銅上場投資信託	銅ETF	10口
1694	ETFS ニッケル上場投資信託	ニッケルETF	10口
1695	ETFS 小麦上場投資信託	小麦ETF	100口
1696	ETFS とうもろこし上場投資信託	コーンETF	100口
1697	ETFS 大豆上場投資信託	大豆ETF	10口

上場取引所	東京証券取引所(他の上場取引所:ロンドン証券取引所、ドイツ取引所、NYSEユーロネクスト(パリ、アムステルダム)、イタリア取引所)
上場日	平成22年3月19日
管理報酬	年0.49%
営業期間	毎年1月1日から12月31日
分配金 支払基準日	分配金の支払いなし、利子の支払いなし
運用会社 (管理会社)	ETFセキュリティーズ・リミテッド(ETF Securities Limited)
発行体 (外国投資法人)	ETFSコモディティ・セキュリティーズ・リミテッド (ETFS Commodity Securities Limited)

(注)管理報酬のほか、ライセンス料(年0.05%)がありますが、それ以外には運用会社はいかなる手数料をも徴収することはありません。なお、証券会社を通じての取引には証券会社に手数料を支払い頂くことになります。

ダウ・ジョーンズUBSコモディティ・インデックスの推移 平成17年1月から平成22年1月まで

- 「ETFS商品上場投資信託」は、コモディティ投資の際のベンチマークとして広く利用されている「ダウ・ジョーンズUBSコモディティ・インデックス」の総合商品指数及びサブ指数を連動対象とします。
- 今回上場の「総合商品指数」、「エネルギー商品指数」、「産業用金属商品指数」、「農産物商品指数」、「穀物商品指数」及び単一商品の指数の推移は以下のとおりです。



穀物商品指数



天然ガス商品指数



原油商品指数



ガソリン商品指数



アルミニウム商品指数



銅商品指数



ニッケル商品指数



小麦商品指数



とうもろこし商品指数



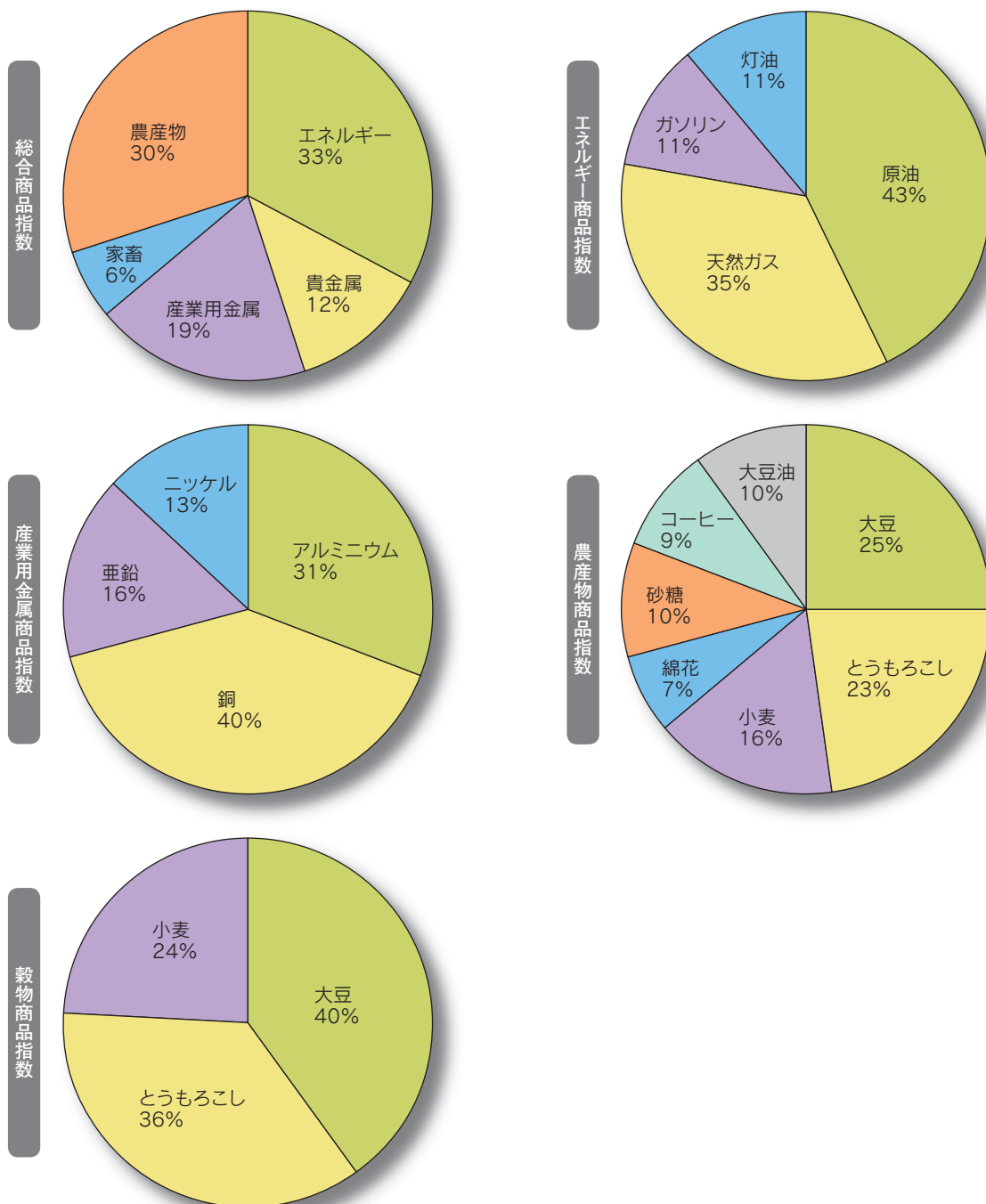
大豆商品指数



- 今回上場の「総合商品指数」、「エネルギー商品指数」、「産業用金属商品指数」、「農産物商品指数」、「穀物商品指数」といった複数商品の指数の構成は以下のとおりです。

	セクター			
	大分類	中分類	小分類	
*総合	*エネルギー	—	*天然ガス、*原油、*ガソリン、灯油	
	*産業用金属	—	*アルミニウム、*銅、*ニッケル、亜鉛	
	*農産物	*穀物		*小麦、*とうもろこし、*大豆
		ソフト商品		砂糖、コーヒー、綿
		植物油		大豆油
	貴金属	—	金、銀	
	家畜	—	生牛、豚赤身肉	

(注) 表中の * は、今回上場の14種類のETFの連動対象



ETF情報入手一覧

当該ETFに関する情報を入手できるページをまとめて表示しております。ご覧になりたいページのURLをクリックしてご利用ください。

ETFセキュリティーズ 日本語公式ホームページ

http://www.etfsecurities.co.jp
連絡先: 03-4360-9102

ETFセキュリティーズ 外国語公式ホームページ

http://www.etfsecurities.com/

Dow Jonesホームページ

▼ダウ・ジョーンズUBSコモディティ・インデックスの指数値や紹介等

日本語 <http://www.djindexes.com/japanese/>

英語 <http://www.djindexes.com/ubs/>

東京証券取引所 日本語公式ホームページ

▼ETFの市場価格

「ETF一覧」 <http://www.tse.or.jp/rules/etf/esquare.html#list>

(注) 検索される場合には、一覧表のETFの証券コードをクリックしてください。

▼ETFの基準価額、基準価額と指数との乖離率、純資産総額等

「適時開示情報閲覧サービス」 <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

(注) 検索される場合には、ETFセキュリティーズの管理会社コード「16724」で検索してください。

金融情報ベンダーのBloomberg(ブルームバーグ)のホームページ

トップページ(<http://www.bloomberg.co.jp/>)左上の白いボックス「コード入力」欄に、直接コードをご入力いただくことでの情報取得も可能です。

銘柄名	ティッカーコード		(参考)ISINコード
	連動対象指標	ロンドン証券取引所に上場するETFの値	
ETFS 総合商品指数(DJ-UBSCI)上場投資信託	DJUBS:IND	AIGC:LN	GB00B15KY989
ETFS エネルギー商品指数(DJ-UBSCI)上場投資信託	DJUBSEN:IND	AIGE:LN	GB00B15KYB02
ETFS 産業用金属商品指数(DJ-UBSCI)上場投資信託	DJUBSIN:IND	AIGI:LN	GB00B15KYG56
ETFS 農産物商品指数(DJ-UBSCI)上場投資信託	DJUBSAG:IND	AIGA:LN	GB00B15KYH63
ETFS 穀物商品指数(DJ-UBSCI)上場投資信託	DJUBSGR:IND	AIGG:LN	GB00B15KYL00
ETFS 天然ガス上場投資信託	DJUBSNG:IND	NGAS:LN	GB00B15KY104
ETFS 原油上場投資信託	DJUBSCL:IND	CRUD:LN	GB00B15KXV33
ETFS ガソリン上場投資信託	DJUBSRB:IND	UGAS:LN	GB00B15KXW40
ETFS アルミニウム上場投資信託	DJUBSAL:IND	ALUM:LN	GB00B15KXN58
ETFS 銅上場投資信託	DJUBSHG:IND	COPA:LN	GB00B15KXQ89
ETFS ニッケル上場投資信託	DJUBSNI:IND	NICK:LN	GB00B15KY211
ETFS 小麦上場投資信託	DJUBSWH:IND	WEAT:LN	GB00B15KY765
ETFS とうもろこし上場投資信託	DJUBSCN:IND	CORN:LN	GB00B15KXS04
ETFS 大豆上場投資信託	DJUBSSY:IND	SOYB:LN	GB00B15KY542

▼対円為替レート一覧(「USD-JPY」欄参照)

http://www.bloomberg.co.jp/markets/currencies/americas_currencies.html

A. リスクの特性

マイクロ及び商品上場投資信託への投資には、顕著なリスクを伴います。投資者は、投資するのかどうかを決定する前に、有価証券報告書を注意深く読まなければなりません。投資者は、有価証券報告書に含まれるその他の情報に加えて、マイクロ上場投資信託及び商品上場投資信託に対して投資するかどうかを決定する前に、以下の重要なリスク要因について、注意深く検討しなければなりません。投資者は、以下の理由以外の理由により（例えば、発行体によって現時点では重大とは考えられていない、又は、発行体が現時点では認識していない事象や事実により）、商品上場投資信託に対する投資の幾分か又はその全部を失う可能性があります。

マイクロ及び商品上場投資信託は、顕著なリスクを伴う、複雑性のある、ストラクチャーされた商品であって、全ての種類の投資者層にとって、適合する、又は適切なものという訳ではありません。投資者は、商品上場投資信託は、投資目的等との適合性が判断できる投資者、知識・経験のある投資者、及び機関投資者を企図しているものであり、そうした投資者でないのであれば、投資を望む者は、適切な規制当局の承認を受け、また、資格を有する独立した金融にかかる助言者より、適切な金融上の、税にかかる、及びその他の助言を求めなければならないことに留意することが求められます。上場投資信託を保有しようとする者にとっては、マイクロ及び商品上場投資信託に対する投資の利点及びリスクを評価しようとする際には、その適切であると考えるところに従い、独自に会計上、税制上及び法律上の助言を得ること、マイクロ及び商品上場投資信託の投資対象としての適格性を確保するために専門的な投資助言者と相談すること、あるいは、マイクロ及び商品上場投資信託にかかるリスク、担保にかかる取決め、及びキャッシュフロー等について独自の調査及び分析を行うことが望ましいと考えられます。（注）

（注）発行体が、ジャージー金融サービス委員会、英国金融サービス機構等の承認を受け、発行及び配布している目論見書においては、このような記述が含まれています。

発行体は、ジャージーにおいては、1958年借入管理令（ジャージー）、1995年共同投資ファンド（非特定ファンド）（目論見書）令、2002年（ジャージー）会社（一般規定）令（ジャージー）および1988年共同投資ファンド法（ジャージー）に基づき、商品上場投資信託の発行および目論見書の配布にかかるジャージーにおいて必要とされる承認を取得しています。

ジャージー金融サービス委員会は、目論見書を審査し、発行体に対して、目論見書により商品上場投資信託を売出すことを認めています。さらに、ジャージー会社登記局は、目論見書の配布に対して許可を与えています。以上の承認および許可は、ジャージー金融サービス委員会に対して、発行体により、または、発行体のために提供された情報に基づいて付与されたものです。発行体は、ジャージー金融サービス委員会に対して、商品上場投資信託は、投資目的等との適合性が判断できる投資者、知識・経験のある投資者、及び機関投資者を企図しているものであり、そうした投資者でないのであれば、投資を望む者は、適切な規制当局の承認を受け、また、資格を有する独立した金融にかかる助言者より、適切な金融上の、税にかかる、及びその他の助言を求めなければならない旨を助言しています。発行体は、また、ジャージー金融サービス委員会に対して、一般投資者は商品上場投資信託が上場されている取引所において、適宜、商品上場投資信託を買い付けることができている旨を助言しています。ジャージー金融サービス委員会は、このような、及びその他の提供された情報を基に、目論見書に対する承認を与えています。ジャージーにおいては、商品上場投資信託のような金融商品の場合には、当該商品にかかるリスクに関して注意喚起を行うことは形式的なことであって、そのようなリスクに関する注意喚起は、当該金融商品が特定のタイプの投資者（たとえば、投資目的等との適合性が判断できる投資者、若しくは、機関投資者、又は、金融商品に関する十分な知識及び理解を有する投資者）にとつてのみ適合したものであることを示唆するためのものです。目論見書に記載されているこうしたリスクに関する注意喚起は、ジャージー金融サービス委員会により承認されたものであって、こうした、又は同様の効果を有する注意喚起の記載は、ジャージー金融サービス委員会の意向を踏まえて記載されたものであり、目論見書に記載されていないと、ジャージー金融サービス委員会が目論見書を承認することはありません。

このような記述は、また、英国等においては、普通社債ではない債券である上場商品について一般的なものです。目論見書は、英国金融サービス機構の承認を得たものであって、英国等において、機関投資者、一般投資者のそれぞれに配布されています。この目論見書に基づき、欧州においては、認定参加者以外の投資者は、商品上場投資信託が上場されているロンドン証券取引所のメインマーケット、ユーロネクスト・アムステルダム、フランクフルト証券取引所の規制市場（一般基準）、ユーロネクスト・パリSA、イタリア証券取引所のETFプラス市場を通じて、商品上場投資信託の売買を行っています。

マイクロ及び商品上場投資信託は、その投資にかかる経済的リスクを、予め期間を限定することなく受け入れることのできる投資者にのみ適切であることに留意しなければなりません。上場投資信託を保有しようとする者は、マイクロ及び商品上場投資信託に対する全ての投資が失われる可能性があることを認識しなければなりません。

過去のパフォーマンスは、将来的に期待されるパフォーマンスを示すものではなく、マイクロ上場投資信託及び商品上場投資信託に対する投資のパフォーマンスは、大きく変動する可能性があります。

以下は、投資者がマイクロ上場投資信託及び商品上場投資信託に対して投資するのかどうかを決定する前に、注意深く検討するべきリスク要因のいくつかに過ぎません。

(A) 商品上場投資信託にかかるリスク要因

(a) 商品価格

マイクロ及び商品上場投資信託の価値は、一般的に商品価格の変動によって影響を受けるとともに、それらの価格及びその他の要因が指定先物契約の価格に影響を与えること（従って、単一商品指数の価格に影響を与えること）によっても影響を受けます。

商品の価格は一般的に幅広く変動する可能性があるものであり、多数の要因に影響を受ける可能性があります。そうした要因には、以下が含まれます。

- 商品の主要な生産者である国からの供給の中断につながるような世界的及び地域的な政治、経済、又は、金融上の事象及び状況、特に、戦争、テロリズム、強制収用、及びその他の活動
 - 世界の供給及び需要に影響を及ぼすような、大商社、生産者、ユーザー、ヘッジファンド、商品ファンド、政府、その他の投機家による投資取引、ヘッジ取引、又はその他の活動
 - 商品によっては、短期的な需要又は供給に影響を及ぼすような天候
 - 特に、商品の主要な消費国の経済活動やインフレの先行きにおける程度
 - 商品の大規模な資源の発見
- 指定限月先物契約の価格は、幅広く変動する可能性があり、以下の要因によって影響を受ける可能性があります。

- 商品価格一般
- 先物契約の流動性によって影響を受けている可能性のある相応する取引所における取引活動
- 特定の先物取引及び満期に特有の取引活動

(b) 乗換えに伴う収益

各々の単一商品指数は、特定の満期の先物契約から価格が決まりますが、先物契約は、満期が近付くと、期先の先物契約に乗り換える必要があります。単一商品指数を構成する取引所上場先物契約は、その満期が近付くと、期先の満期の同様の先物契約に入れ替えられます。従って、例えば、8月に買い付けられ、保有されている先物契約は10月に満期となるとします。時間が経過するにつれ、10月に満期を迎える先物契約は、11月限の先物契約に入れ替えられることとなります。このプロセスが、「乗換え(rolling)」と呼ばれます。この先物契約にかかる市場が(その他の考慮は行わないとすると)「逆鞘(バックワーデーション:backwardation)」である場合には、それは、期先の満期の先物契約の価格の方が期近の満期の先物契約に比べて低いことを意味しますが、10月限先物契約を売却すると、11月限先物契約よりも高い価格となり、乗り換えに伴う収益が発生します。DJUBSCI商品指数に含まれている先物契約の中には、過去に逆鞘の期間が持続することを示しているものもある一方で、逆鞘は常に存在している訳ではない可能性があります。

更に、DJ-UBSCI商品指数に反映されている一定の商品には、金のように、過去に、「順鞘(コンタンゴ:contango)」市場で取引されてきたものもあります。コンタンゴ市場とは、先物契約の価格が期近限月のものよりも、期先限月のものの方が高くなっている市場のことです。特定の市場において、バックワーデーションとはなっていないことの結果として、「乗り換えに伴う収益」がマイナスとなります。このため、DJ-UBSCI商品指数及び単一商品指数に悪影響が及び、したがって、マイクロ及び商品上場投資信託の価値が下落します。しかし、特定の商品市場においてコンタンゴ(バックワーデーション)の存在があることによって、自動的に「乗り換えに伴う収益」がマイナスとなる(プラスとなる)ということではありません。潜在的な乗り換えに伴う収益が実際に実現するかどうかは、先物曲線の形状に依存しており、商品先物曲線の相応する部分がバックワーデーションとなっている一右下がりの先物曲線となっている一場合には、その他の要因が全て同じであるとすれば、相対的に低くなっている先物価格が相対的に高くなっているスポット価格に収束していくに従って、相応する指数は上場する傾向があります。コンタンゴの場合には、反対の結果が生じます。

(c) トラッキング・エラー及び流動性リスク

いかなる時点であっても、マイクロ及び商品上場投資信託の東京証券取引所やロンドン証券取引所(又は、その相場が立っている、若しくは、取引されているその他の全ての取引所若しくは市場における)価格は、相応するマイクロ及び商品上場投資信託の価格を正確に反映しない可能性があります。商品上場投資信託にかかる申込み及び償還の手続き、及び、特定の認定参加者のマーケット・メイカーとしての役割は、こうした潜在的な乖離、又は、「トラッキング・エラー」を最小化するために企図されているものです。しかし、マイクロ及び商品上場投資信託の市場価格は、商品上場投資信託の売買を希望する投資者における需要と供給、及び、マーケット・メイカーの提示しようとする売値/買値のスプレッドの相関関係によって決定されるものです。

商品契約カウンターパーティは当初の価額で60億ドルの商品契約(その内、期先商品契約は20億ドルを超えないこととなっています。)の提供に合意していますが、商品上場投資信託に対する需要がこの金額を越えて、発行体がそれ以上の商品上場投資信託を設定できない場合、又は、商品上場投資信託の発行に対する需要が日次制限を越える場合には、商品上場投資信託は、その内在的価値(価格)以上に、プレミアムがついて取引される可能性があります。投資者が、プレミアムを支払うこととなると、商品上場投資信託に対する需要が沈静化した場合、又は、発行体が更に商品上場投資信託を提供できることとなった場合には、そのプレミアムを失うリスクが生じます。商品上場投資信託は、発行体が償還にかかる制限額(償還にかかる制限は日次制限となっています。)を越えて償還請求を受けた場合には、価格以下に、ディスカウントされて取引される可能性があります。マイクロ及び商品上場投資信託は、比較的、新しい上場投資信託です。典型マイクロ及び商品上場投資信託は、2006年9月に初めて発行されました。商品上場投資信託の流動性及び市場価格に影響を与えることになる商品上場投資信託の流通市場(いかなるものであっても)の深度についての保証はありません。

いかなるマイクロ上場投資信託であっても、流通市場が活発になることは想定されていません。

(B) オペレーション上のリスク

(a) 為替

マイクロ及び商品上場投資信託の価格は、米ドル建てとなっています。上場投資信託保有者が、マイクロ及び商品上場投資信託をそれ以外の通貨で評価する場合には(東京証券取引所では円建てで取引されます。)、その価値は、米ドルと当該通貨(東京証券取引所での取引では円)の間の為替変動に影響を受けることになります。

(b) 価格変動に対する取引所による制限

米国の先物取引所及びその他の先物取引所は、ある1営業日における先物契約価格の値幅制限にかかる規制を有しています。この制限は、一般的には、「日次値幅制限(daily price fluctuation limit)」と呼ばれており、こうした制限の結果として先物契約のある日の最高値又は最低値は、「制限値段(limit price)」と呼ばれます。制限値段にある特定の先物契約が達すると、いかなるトレーダーであっても当該制限を越えて取引を行うことはできず、あるいは、取引が予め決められた期間中は制限されます。制限値段は、特定の先物契約の取引を出来なくする、あるいは、潜在的に不利な時又は価格での先物契約の清算を強制されることになるという効果を有しています。このような出来事は、いくつもの、又は、全ての単一商品指数に悪影響を及ぼす可能性があり、そのため、マイクロ及び商品上場投資信託の市場価値にも悪影響が及ぶ可能性があるとともに、マイクロ及び商品上場投資信託の申込み及び償還、並びに、その値付けを中断させる可能性があります。

(c) 商品契約カウンターパーティの信用リスク及び債務不履行

商品上場投資信託の価値、及び、発行体の償還額についての支払能力は、商品契約カウンターパーティよりの当該額の受取りに依存しており、商品契約カウンターパーティの信用力の劣化、及び/又は、格付けの引下げによって影響を受ける可能性があります。商品契約カウンターパーティの信用力又は格付けのそのような劣化/引下げは、商品上場投資信託の取引価格の下落を引き起こす可能性があります。

商品契約の下における商品契約カウンターパーティの債務は、商品契約カウンターパーティに対する担保が付されているものではありません。商品契約カウンターパーティが締結している商品契約は、いかなる者によっても保証は付されていません。商品契約カウンターパーティが相応する商品契約及び基本契約に基づく支払い義務を履行できることについて保証することは出来ません。

発行体はいかなるリスク分散の方針に基づいても、運営を行っている訳ではなく、現在のところ、UBSとの間でのみ基本契約を有しています。発行体は、その他の商品契約カウンターパーティとの間で基本契約を締結する意図を有していますが、これは義務ではありません。

ある時点において、二又はそれよりも多い商品契約カウンターパーティが存在し、その一の信用格付けのより低い者について、

その格付けの引下げ、又は、商品契約の償還にかかる義務にかかる債務不履行となった場合にあっては、合同管理資金の分離メカニズムにより、低格付けの者の商品契約にのみ裏付けられた新たなマイクロ及び商品上場投資信託を発行することによって、低格付けの者を分離することが出来ます。発行体は、かかる新たなマイクロ及び商品上場投資信託を、その価格により償還できる、又は、完全に償還できるという保証はなく、新たに発行されたマイクロ及び商品上場投資信託は、取引所における取引が認められない可能性もあります。

(d) 担保契約及び担保管理契約

商品契約カウンターパーティは商品契約に基づく義務に関して担保を提供することに合意しています。しかし、担保口座における担保を実行する事態となった場合には、上場投資信託保有者のために担保口座から実現される資産の価値は、上場投資信託保有者に対して支払われるべき償還金額よりも少ない可能性があります。また、いかなる担保の実行であっても、時間がかかる可能性があります。

発行体が、担保契約及び担保管理契約に基づく権利を行使し、担保口座の管理を取得する事態にあっては、担保口座にある担保は、投資者に支払うべき償還金額の全てを賄うために十分な価値を有していない可能性があります。これは、(i)発行体による権利の行使は、商品契約カウンターパーティがそのエクスポージャーの価値に見合う担保を担保口座に預託できなかった結果である可能性があること、(ii)担保口座は、計算及び評価が行なわれた直近営業日の終了時におけるエクスポージャーの価値に見合う資産を預託することが求められるに過ぎないため、評価が行われてから発行体が担保口座の管理を取得するまでに日にちがかかってしまい、その間に担保口座にある担保の価値とエクスポージャーの間に著しい差異が生じる可能性があること、(iii)担保口座にある資産の価値が市場の状況により下落する可能性があること、(iv)エクスポージャーが市場の状況により上昇する可能性があること、(v)エクスポージャーは、担保の預託という商品契約カウンターパーティの義務のために報告されているものであって、担保が最後に預託された際のエクスポージャーは、当該担保から実現される売却代金により上場投資信託保有者及びその他の者に支払われるべき総額よりも少ない可能性があること、(vi)発行体(又は受託者)は、担保口座にある資産は、掛け目をもって担保の額が計算されていても、その評価された価格での売却が、その一部又は全部につき不可能である可能性があること、又は、(vii)担保口座にある資産を発行体が売却する際には、一定の費用を要する可能性があること、によります。加えて、そうした行使の迅速性については、確実なものではない可能性があります。

(e) 商品契約カウンターパーティによる源泉徴収

商品契約カウンターパーティが、商品契約の解約に関して支払うべき金額は、適用のあり得べき米国のあらゆる法律によって求められる、又は、求められようとしているところに従って、相応の管轄区域、政治的出先機関、又は、課税権、(相応する政府歳入当局の慣行により変更されたところに従った) 条例制定権を有する全ての当局によって、又は、そのために、課される、課税される、徴収される、又は、査定されることになる、全ての現在若しくは将来の税、公課、源泉徴収、控除、資産査定額、又は、あらゆる性質の行政手数料のための、又は、それらに代えての源泉徴収、又は、控除の対象となると考える一定の事情の下においては、商品契約カウンターパーティが(可能であれば) 相応する金額を、控除、若しくは、源泉徴収なしに、又は、定率での減額の控除、若しくは源泉徴収なしに、支払うことができるよう、商品契約カウンターパーティは、(マイクロ及び商品上場投資信託の実質上場投資信託保有者が認定参加者ではない場合には) 一定の実質上場投資信託保有者証書のUBSへの交付があることを条件として、その支払うべき金額にかかる「概算(gross up)」を行わなければならないと見なされます。こうした事情の下にあっては、認定参加者ではない者への償還額の支払は、当該実質上場投資信託保有者証書を発行体及びUBSへの交付することが条件となります。当該30日前の事前通知の失効後にあっては、UBSは、その支払うべき金額について概算を行う義務はなく、発行体が差し引いた金額のみを支払ったとしても、それは債務不履行の対象となる債務とはなりません。

(f) ダウ・ジョーンズ、商品契約カウンターパーティ、及び、認定参加者の業務

商品契約カウンターパーティ及びその関連会社は、商品現物市場、(それぞれの証券取引所及びその他の商品取引所における) 先物市場、並びに、商品スワップ、オプション及びその他のデリバティブ等の店頭市場を含む商品市場における活発なトレーダーです。こうした取引活動は、マイクロ及び商品上場投資信託の保有者の利益と、商品契約カウンターパーティ及びその関連会社が有している、その自己勘定にかかる利益、その顧客及びその管理下にある勘定のために、オプション及びその他のデリバティブ取引を含めた取引の支援にかかる利益との間で、利益相反が生じていることの現れである可能性があります。こうした取引活動は、DJ-UBSCI商品指数及びその他のあらゆる単一商品指数の価値に影響を及ぼす場合にあっては、マイクロ及び商品上場投資信託保有者の利益にとっては、マイナスとなる可能性があります。更に、商品契約カウンターパーティ及びその関連会社は、幾つかの又は全てのDJ-UBSCI商品指数又はその構成要素、及び、商品現物一般について、調査レポートを公表してきており、また、将来的にも、公表することが予想されます。この調査は、予告なく適時に改訂され、マイクロ及び商品上場投資信託の買付け又は保有と不整合な意見又は推奨が表明される可能性があります。調査は、いかなる意味においても、マイクロ又は商品上場投資信託に対する推薦又は承認であると看做されるべきではありません。投資者は、投資の利点について、自身による独立した調査を行わなければならないと見なされます。商品契約カウンターパーティ及びその関連会社によるこうした活動は、いずれも、DJ-UBSCI商品指数又はその構成要素の市場価格、及び、DJ-UBSCI商品指数の価値、従って、マイクロ及び商品上場投資信託の市場価値に影響を及ぼす可能性があります。加えて、商品契約カウンターパーティ及びその関連会社は、DJ-UBSCI商品指数及び関連する指数にリンクしたその他の上場投資信託、又は、金融商品を引き受け、又は、発行する可能性があります。また、ダウ・ジョーンズ及び商品契約カウンターパーティは、DJ-UBSCI商品指数又は関連する指数について、非関連の第三者による公表又は利用にかかるライセンスを付与する可能性があります。更に、認定参加者及びその関連会社は、商品市場の様々な分野で取引を行っています。

こうした活動は、上場投資信託保有者の利益にはマイナスとなる利益相反を惹起する可能性があり、マイクロ及び商品上場投資信託の価格を変化させることがあり得ます。例えば、DJ-UBSCI商品指数又は関連した指数のパフォーマンスにリンクした金融商品のマーケット・メイカーは、その金融商品における幾らか又は全てのポジションをヘッジしようとする可能性があります。金融商品におけるマーケット・メイカーが、そのポジションをヘッジするために、原資産となっているDJ-UBSCI商品指数の構成要素を買い付ける(又は売り付ける)活動は、単一商品指数に基づいている先物契約の市場価格に影響を及ぼす可能性があり、更に、これら指数の価値、従って、マイクロ及び商品上場投資信託の価値に影響を及ぼします。

以上のような活動の全てに関して、商品契約カウンターパーティ、ダウ・ジョーンズ、認定参加者、又は、そのそれぞれの関連会社は、そのいずれもが、いかなる時にあっても、いかなる買い手、売り手、又は、マイクロ及び商品上場投資信託保有者にかかる必要性を考慮する義務を全く負っていません。

(g) 市場の混乱

先物取引所は、取引所における取引不成立又は取引高若しく価格に対する制限の付加によって、市場の混乱又は取引の中止が生じるという潜在的な可能性を有しています。そうした事態により、取引日が市場混乱日と分類されることになり、その結果として、当該日において、一つ、又は、それより多い種類又はタイプのマイクロ及び商品上場投資信託の値付けが行い得ないということに

なります。このために、申し込みプロセス又は(終値が用いられる場合にあっては)償還プロセスに遅延が生じることになり、潜在的又は既存の上場投資信託保有者に不利益を及ぼす可能性があります。

(h) 限定された事業運営の期間及び管理経験

発行体は、2005年に設立されており、限定された取引の記録しかありません。ETFSL及び発行体の取締役及び経営陣は、120種類以上の様々な類型の上場投資信託を含めた、類似の形態の上場商品を提供する会社の設立及び運営にかかる経験を有しています。その中には、既に発行されているショート及びリバレッジ商品上場投資信託、ゴールド・ブリーオン・セキュリティーズ・リミテッド、ETFSL、発行体及びそのそれぞれの経営陣が、適切ではない、又は、発行体の経営にかかる適格性を欠くことが明らかとなれば、発行体の運営は、悪影響を受けることになります。

(i) 認定参加者のみが商品上場投資信託、又は、マイクロ上場投資信託の設定・償還の申し込みが可能

認定参加者のみが、商品上場投資信託の申込み、及び、償還、又は、マイクロ上場投資信託の償還を取り扱うことができます。但し、いかなる場合であっても、認定参加者が存在しない場合にあっては、償還に関しては、その限りではありません。発行体は、いかなる時であっても、少なくとも二以上の認定参加者の存在を確保すべく合理的な努力を払うことに合意しています。しかしながら、発行体との間で商品上場投資信託の申込み若しくは償還を取り扱い、又は、マイクロ上場投資信託の償還を取り扱う認定参加者が常に存在するという保証はありません。

基本契約に基づき、商品契約カウンターパーティは、認定参加者が、商品契約カウンターパーティにとって、信用、コンプライアンス、一般的な事業方針、又は、世評を理由として認定参加者として受容できないと考える場合を含めて、特定の状況の下では受容可能性ではなくなったことを通知(直ちに効力を有する、又は、後日効力を有することになります。)する権利を有しています。そうした権利の行使の結果として、いかなる時であっても、認定参加者が存在しなくなる可能性があり、そのために、商品上場投資信託が設定されないということになる可能性があります。そうした事象が生じた場合にあっては、そのために、マイクロ又は商品上場投資信託を証券取引所において、その償還価格に近い価格で売り付けることが困難又は不可能となる可能性があります。但し、上場投資信託保有者は、そのマイクロ又は商品上場投信を償還する権利を有しています。

(j) マイクロ上場投資信託及び商品上場投資信託の早期償還

発行体は、いかなる時であっても、上場投資信託保有者に対して、30日よりも少なくない(又は、基本契約が解約されるという事象が生じた場合にあっては7日)RISを通じた事前通知を行うことによって、特定の種類の全ての単一上場投資信託若しくはマイクロ上場投資信託、又は、特定の種類の全ての指数上場投資信託を償還することが出来ます。受託者は、いかなる時にあっても、発行体の債務不履行事象、又は、UBSの債務不履行が発生し、継続している場合にあっては、発行体に対する20営業日前の事前通知により、発行体に対して全てのマイクロ及び商品上場投資信託の償還を要求することが出来ます。その結果として、発行体は、当該上場投資信託を償還する権利を行使することになります。

ダウ・ジョーンズは、単一商品指数の公表を中止する可能性があります。その場合には、当該個別商品指数に関連した種類の全てのマイクロ及び単一商品上場投資信託は償還されることになります。

信託約款によって設定された条件によれば、特定の種類のマイクロ上場投資信託の終値による償還は、当該種類の元本又は適切な値付け日における終値のいずれか高い方となることになっています。各々の種類のマイクロ及び商品上場投資信託は、信託約款によって設定された条件に記載されている限定された請求権のみを有するため、問題となる各々の種類のマイクロ上場投資信託の償還価格が、元本を下回らないように確保することが、各々の類型の上場投資信託保有者の利益に適合することになります。発行体は、次の方策により、ある種類のマイクロ上場投資信託の償還価格が元本を下回ることを避けることを目指すこととしています。発行体は、(i)必要に応じて、ある種類のマイクロ上場投資信託の元本を(及び、当該種類のマイクロ上場投資信託が商品上場投資信託を構成している限りで当該商品上場投資信託の元本を)償還価格以下まで減少させるために、債券保有者に特別決議による承認を求めることができます。(ii)いずれかの値付け日にあって、いかなる種類のマイクロ上場投資信託であっても、当該マイクロ上場投資信託の元本の2.5倍、又は、それ以下まで下落する場合には、償還価格が当該額のままとされている間、及び、その後の60日間の期間であれば、いかなる時にあっても、発行体は、2日よりも少なくないRISを通じた事前通知によって、当該種類のマイクロ上場投資信託(及び、当該種類のマイクロ上場投資信託に、その全体又は一部が構成される全ての類型の商品上場投資信託)を償還することを採択することができます。上記(ii)に従う権利は、当該種類のマイクロ上場投資信託の償還価格が元本の2.5倍又はそれ以下まで更に下落すること条件として、償還価格が元本の2.5倍以上よりも大きくなるように元本を減少させる特別決議がなされると、失効します。

基本契約に基づき、商品契約カウンターパーティは、いかなる理由であれ、(合理的に行動して)一、又はそれよりも多い種類の基本契約又は商品契約に関連した義務のヘッジのために生じたヘッジにかかるポジションを維持できない場合には、特定の種類の商品契約の幾つか、又は全てを解約する権利を有しています。そうした場合にあっては、発行体は、当該種類のマイクロ及び単一上場投資信託の償還にかかる権利を行使してきましたし、また、行使することになります。当該種類のマイクロ上場投資信託が指数上場投資信託を構成している場合には、発行体は指数上場投資信託の償還が必要となる場合もあります。

発行体は、7日より少なくなく14日よりも多くの文書による事前通知を行うことによって、いかなる時であっても、保有が禁止されている米国の者又は保有が禁止されている年金投資者によって保有されている、並びに、信託約款に基づく条件に従って、又は、その条件において特定されたその他の状況において、その地位にかかる適切な証明書提出しなかった上場投資信託保有者によって保有されている全てのマイクロ及び商品上場投資信託を償還する可能性があります。

従って、マイクロ及び商品上場投資信託への投資が、望ましい時期よりも早く償還される可能性があります。

(k) 一般的な市場リスク

地域及び国際市場における一般的な動向、並びに、投資環境及び投資者心理に影響を及ぼす要因は、全て、取引の水準に影響を与える可能性があり、従って、マイクロ及び商品上場投信の市場価格も影響を受ける可能性があります。こうしたリスクは、上場証券に対するいかなる投資にも一般的に当てはまります。投資者は、市場における一般的な動向並びに投資環境及び投資者心理に影響を及ぼす要因が各々の典型マイクロ及び商品上場投資信託及び期先マイクロ及び商品上場投資信託に異なる影響を与えることに留意しなければなりません。投資者は、いかなるマイクロ及び商品上場投資信託であっても、また、その全てが、価格が下落し、また、上昇する可能性のあることを理解しなければなりません。

(l) 発行体及び保証された資産に限定された請求権

マイクロ及び商品上場投資信託は、発行体の義務に過ぎません。特に、マイクロ及び商品上場投資信託は、受託者、登録機関、ダウ・ジョーンズ、商品契約カウンターパーティ及びその関連者、発行体のいかなる直接的又は間接的投資主、又は、いかなる認定参加者にとっての、義務、責務、又は、保証対象ではありません。発行体は、資産担保証券である上場商品(Exchange Traded Commodities; ETCs)を発行するために設立された特別目的会社です。

特定の合同管理資金に対して適用のある担保契約の実行の後、当該合同管理資金に関して、担保資産の売却による純売却代金が、発行体が、当該種類のマイクロ及び単一上場投信、並びに当該種類のマイクロ上場投資信託によって構成される限りにおいて指数

上場投資信託に関して、当該事情の下で支払うべき総額よりも少ない場合にあつては、当該マイクロ上場投資信託及び単一上場投資信託、並びに当該種類のマイクロ上場投資信託によって構成されている限りにおいて当該指数上場投資信託にかかる発行体の義務は、担保資産の売却による純売却代金に限定されます。かかる状況の下にあつては、相応の合同管理資金に帰する資産以外の発行体の資産は（存在している場合には）、当該不足分の支払のために利用可能とはならず、相応の上場投資信託保有者が有している当該債務に関して更なる金額を受け取るという権利は消滅し、また、上場投資信託保有者又は受託者のいずれもが、当該金額の回復のために更なる行動を取ることはできません。

発行体に対する全ての請求権は、信託約款に基づき、支払の優先順位に従って、履行されます。

(m) 保証がなされていないこと

商品契約カウンターパーティ及びその関連会社が、発行体による債務の履行を保証しているということはありません。また、上場投資信託保有者は、そのような者に対して、執行を求めらるいかなる直接的権利も有しません。しかし、受託者は上場投資信託保有者のために、商品契約、基本契約、担保契約及び担保管理契約に基づく発行体の権利を行使します。

(n) 表示の不存在

発行体、認定参加者、ダウ・ジョーンズ、商品契約カウンターパーティ、又は、受託者は、いずれもが、(i)いかなる特定の投資者に対しても、いずれかのマイクロ又は商品上場投資信託の適切性について、(ii)いかなるマイクロ又は商品上場投資信託への投資に関しても会計上の適切な取扱い、又は、税制上のあり得べき帰結について、又は、(iii)いかなるマイクロ又は商品上場投資信託の期待されるパフォーマンスについて、絶対的にも、競合する投資との比較においても、いかなる表示も行っておりません。

(o) 限定された執行権限

受託者は、その裁量により、担保権の行使を行うことができます。しかし、それは上場投資信託保有者のために、以下の指示によって担保権の行使が必要とされる場合のみです。

(i) 発行体が債務不履行となっている上場投資信託保有者による指示、又は、

(ii) 発行体が債務不履行又はUBSが債務不履行となっており、継続している場合において、i)マイクロ及び商品上場投資信託（全ての当該時点における残高の価格の25%よりも少なくない上場投資信託（書面の最終の署名時において）を保有する上場投資信託保有者の書面による指示、若しくは、ii)特別決議による指示

それぞれの場合において、受託者が、免責されていること、及び/又は、その了解が得られていることが条件となります。

(p) ダウ・ジョーンズ及びUBSによる指数の計算

発行体は、ダウ・ジョーンズ又はUBSとはいかなる意味でも（有価証券報告書に記載されている契約及びライセンス契約を除いて）関連しておらず、DJ-UBSCI商品指数又は関連した（単一商品指数を含む）指数の計算にかかる方法又は方針に関する開示について、の間違い、又はその中断を含めて、その行動を管理又は予測する能力は有していません。DJ-UBSCI商品指数又は関連した（単一商品指数を含む）指数の水準の計算、DJ-UBSCI商品指数の構成要素の付加、削除、又は置換、及び、DJ-UBSCI商品指数の構成要素に影響を及ぼす変化をDJ-UBSCI商品指数に反映させる方法に関するUBS及びダウ・ジョーンズの方針は、DJ-UBSCI商品指数又は関連した（単一商品指数を含む）指数の価値に悪影響を与え、従って、マイクロ及び商品上場投資信託の市場価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

商品先物契約が追加されると、その契約は、DJ-UBSCI商品指数に含まれるために相応しい基準を満たしている可能性がある一方で、現在DJ-UBSCI商品指数に含まれている商品先物契約はそうした基準を満たしていない可能性があります。DJ-UBSCI商品指数に含まれている各々の先物契約に適用される重み係数は、商品生産及び取引量統計に基づいて毎年変更される可能性があります。加えて、UBS及びダウ・ジョーンズは、DJ-UBSCI商品指数の構成及びウェイトを決定するための手順、DJ-UBSCI商品指数が市場のパフォーマンスを適切に測るための適切な指標であることを確保するため、又は、その他の理由による、指数の構成及びウェイトの数値の計算のための手順、又は、DJ-UBSCI商品指数又は関連した（単一商品指数を含む）指数の価値の計算のための手順を変更する可能性があります。こうした変更は、いかなるものであっても、マイクロ及び商品上場投資信託の市場価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

基本契約では、DJ-UBSCI商品指数の共同スポンサーとしてのダウ・ジョーンズ及びUBSが、いずれかの単一商品指数の計算及び公表を中止した場合にあつては、UBSは、計算代理人として、各々の単一商品指数のために用いられてきたのと同じ方法及び過程を、DJ-UBSCI商品指数の計算のために適時に用いられたように、用いて、当該単一商品指数の終値を毎値付け日ごとに計算するための合理的な努力を払うことに合意しています。しかし、当該指数の公表が継続されるという保証はありません。単一商品指数又はその中のいずれかの公表が中止された場合にあつては、発行体は代替指数の公表を確保すべく努力します。しかし、それが実現可能であるという保証はありません。その場合には、マイクロ及び商品上場投資信託の幾つか又は全てが償還されます。

基本契約では、単一商品指数に関して市場混乱事象が、5取引日か、それよりも多い連続した取引日にわたって生じた場合（これらの取引日において個別商品指数の公表があつたか否かにかかわらず）を含めた一定の事情の下では、計算代理人は、そうした事情が継続している間は、毎取引日ごとに代替指数を計算することが必要とされています。計算代理人は、誠意をもって、また、取引通念上合理的な努力を払って行動することが必要とされていますが、計算代理人は、(i)その行った決定に関して、いかなる上場投資信託保有者又は受託者に対しても義務を負っていません、また、(ii)当該代替指数のいずれかが、単一商品指数とは異なっている可能性があります。

現在、DJ-UBSCI商品指数に含まれている商品は、時として、その中に含まれなくなる可能性があります。この場合にあつては、当該商品に関する単一商品指数は、公表が中止される可能性があります。そうしたことが生じた場合にあつては、その種類の全てのマイクロ及び商品指数は償還されることとなります。その種類のマイクロ上場投信により構成されている全ての指数上場投資信託は、リバランスが行われ、その結果として、それらの指数上場投資信託は、その商品の価値に対するエクスポージャーを含まないこととなります。

(q) 計算代理人における利益相反

UBSは、基本合意の下での債務者であるとともに計算代理人です（しかし、信託約款に基づく条件、マイクロ及び商品上場投資信託、又は、信託約款における債務者ではありません。）。計算代理人として行動する際には、UBSは、誠意をもって、また、取引通念上合理的な努力を払って行動するよう義務付けられています。しかし、それ以外には、その計算は、明らかな誤りがないことが義務付けられているものです。計算代理人としてのUBSの役割は、上場投資信託保有者の利益には反する利益相反を惹起する可能性があります。

(r) 指定された契約及び/又は乗り換え期間の変更

各々の単一商品指数の値付けを行うために用いられる指定先物契約、指定限月先物契約、及び乗換え期間の選択は、UBSによって、ダウ・ジョーンズとともに決定されており、DJ-UBSCI商品指数管理委員会(Supervisory Committee)の承認により、適時に変更される可能性があります。指定先物契約、又は、指定限月契約のいずれかの削除又は代替、及び/又は、乗換え期間の変更は、単一商品指数の価値にマイナスの影響を与える可能性があります。

A.日本における課税

a. 個人に対する課税

本書の日付(平成22年4月)現在、日本における証券保有者に対する課税は以下のようになります(租税特別措置法第37条の16第1項第4号)。租税特別措置法に基づいており、今後の法改正等ともなって変更される可能性があります。

①利子

商品上場投資信託は、利子の支払いはありません。

②商品上場投資信託の売却時

商品上場投資信託は、外国投資法人の発行する投資法人債券として取り扱われ、その譲渡益は、譲渡益課税の対象(総合課税)となります。なお、商品上場投資信託の譲渡については支払調書の提出は不要です。

b. 法人に対する課税

取得価格と譲渡価格との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

B.英国における税制

詳細については、管理会社が開示する有価証券報告書をご参照いただくか、管理会社までお問い合わせください。

●当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

●ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である指標および外国為替相場の変動、組入有価証券の価格の変動、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

●ETFの売買を行われる際には、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●当資料は、平成22年4月現在の内容です。その以後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

●本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141(代) product_01@tse.or.jp